

65歳以上の方へ

2年度 介護保険料のお知らせをお送りします

特別徴収の方は4月8日(水)、普通徴収の方は4月15日(水)に発送

【問合せ】介護保険課資格係
(本庁舎2階) ☎(5273)4597
へ。

◆今回お知らせする金額は仮計算した金額です

2年度の介護保険料は、元年中の所得を基にした2年度の住民税課税状況から決定します。2年度の住民税は6月に決定するため、今回お知らせした金額は、元年度の住民税課税状況と、2年4月1日現在の世帯状況を基に仮計算したものです。なお、元年10月の消費税率10%への変更に伴い、第1段階から第3段階の保険料(年額)を軽減しています。

◆年金から差し引き(特別徴収)の方

年金から差し引きされる介護保険料の金額をお知らせするはがきを、4月8日(水)に発送します。4月・6月・8月の保険料は、仮徴収額です。10月・12月・3年2月の年金から差し引きされる本徴収額は、2年度の住民税決定後、7月中旬に改めてお知らせします。

◆納付書または口座振替でお支払い(普通徴収)の方

介護保険料納入通知書を4月15日(水)に発送します。納付書でお支払いの方には、納付書を同封しています。4月24日(金)までに届かないときは、介護保険課資格係へご連絡ください。4月～6月分は、仮計算した額をお支払いいただきます。7月分以降の確定した金額は、2年度の住民税決定後、7月中旬に改めてお知らせします。

◆3月中に65歳になった方・新宿区に転入した65歳以上の方等

次の方には、ご本人の元年度の住民税課税状況と資格取得日現在の世帯状況で算出した2年3月相当分の納付書も同封しています。4月分とともに、4月30日(木)までにお支払いください。

▶2年3月中に65歳になった方(昭和30年3月2日～4月1日生まれの方)、▶2年3月2日～27日に新宿区に転入手続きをした方、▶平成30年中の所得に変更があった方

◎納付書でお支払いの方は口座振替のご利用を

保険料のお支払いには、納め忘れのない口座振替をご利用ください。本人名義のほか、家族名義の口座から引き落とすこともできます。納入通知書に同封の「預金口座振替(自動払込)依頼書」でお申し込みください。※年金からの差し引きで介護保険料を納めている方は、口座振替への変更はできません。

★新型コロナウイルス感染症の影響等で保険料の支払いが困難となる場合は、ご相談ください。

ご活用
ください

高齢者や障害のある方への 支援活動等の助成制度

高齢者の介護予防・福祉増進の 活動への助成

●住民等提案型事業助成・ 高齢者福祉活動基金助成

【対象】実施団体の会員以外の高齢者を対象とした、新規またはこれまでの活動を充実させる次の事業(助成終了後も継続的に活動すること。いずれも、他の助成・補助を受けている事業を除く)

▶区内在住の高齢者のための介護予防、認知症・うつ・閉じこもり防止、生活支援・生きがいづくり・健康づくり等に関する活動(介護予防教室、健康指導、高齢者向けの啓発講座等)、▶区内在住の高齢者が主体となつて行う社会貢献活動(地域の清掃、防犯・防災活動等)、▶区内に居住する高齢者を対象とした地域支え合い活動

【助成額】対象経費の4分の1～4分の4(30万円を限度。地域支え合い活動は50,000円を限度)。同一内容の事業への助成は1年度1回(通算して3回まで)。回数によって助成率が異なります。

【交付時期】6月中旬(予定)

【申込み】事前連絡の上、所定の申請書等を4月24日(金)までに直接、地域包括ケア推進課高齢いきがい係(本庁舎2階) ☎(5273)4567へ。申請書等は、同係等で配布しているほか、新宿区ホームページから取り出せます。

●説明会を開催します

【日時】4月21日(火)午後6時～7時

【会場】区役所本庁舎地下1階11会議室

【申込み】4月20日(月)までに電話で同係へ。

障害のある方の自立・社会参加促進 活動の支援活動への助成

【対象】▶自立のための社会的活動を行う障害者と家族、▶区内在住で障害のある方への援助活動を行う個人・団体

【対象事業】障害者の自立・社会参加を促進するために2年度に実施する、▶学習・研修、▶調査研究、▶福祉教育・啓発、▶福祉器具等の開発整備ほか

【対象経費】謝礼、消耗品費、会場・付帯設備利用料、材料費、宿泊費、バス等交通機関利用料(バスの借り上げを伴う事業は、遠隔地での実施が障

害者の社会参加や自立訓練に必要な不可欠な場合のみ助成。レクリエーションが目的の経費は対象外)

【助成額】対象経費の合計額の5分の3以内(100万円を限度)

【交付時期】6月～7月(予定)

【申込み】所定の申請書等を4月10日(金)～24日(金)に直接、障害者福祉課福祉推進係(本庁舎2階) ☎(5273)4516・☎(3209)3441へ。申請書等は、電話かファックスで請求してください。

子育て支援活動を応援します

新宿区子ども未来基金

子どもの育ちを支援する活動への助成

◎今年度から助成額等を拡充します

【対象】区内のお子さんと子育て家庭を対象とした次のいずれかの活動(他の公的な補助を受けている活動、政治的・宗教的活動、営利を目的とした活動は除く)

▶学び・共食・体験の機会、活動の場の提供、子どもの情緒や創造性の育成、孤食や育児の孤立化を防止する活動、▶ひとり親家庭・生活困窮家庭等、困難を抱えた子どもや家庭を支援する活動、▶子どもの発育発達や不登校、思春期のこころの問題などを抱える子どもと保護者を地域でサポートする活動

【対象団体】次の全てを満たす団体

▶活動する会員数が5人以上、▶原則として助成を受けようとする活動の実績がある、▶継続的に活動する意思がある

【助成額】▶助成回数1回目…対象経費の10分の10(50万円を限度)、▶助成回数2回目…対象経費の4分の3(37万5,000円を限度)、▶助成回数3回目以降…対象経費の2分の1(25万円を限度)

【交付時期】6月中旬(予定)

【申請受付期限】4月20日(月)

【問合せ】子ども家庭課企画係(本庁舎2階) ☎(5273)4261へ。

※要件・申し込み方法等詳しくは、お問い合わせください。

プレイパーク活動への助成



プレイパークとは、「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーにした子どもの遊び場です。

【対象】区と協働し、区内の公園で「プレイパーク活動」「プレイパークの普及啓発事業」を実施する区内の団体(他の公的な補助や委託を受けている事業を除く)

【交付時期】6月中旬(予定)

【申込み】所定の申請書等を4月17日(金)までに直接、子ども家庭支援課子育て支援係(新宿7-3-29) ☎(3232)0695へ。申請書等は同係で配布しているほか、新宿区ホームページから取り出せます。詳しくは、お問い合わせください。

4月から
電話番号が
変わりました

いじめ相談電話 新宿子どもほっとライン



【専用電話】☎(3232)2070

【受付日時】▶月～金曜日午後5時～10時、▶土・日曜日、祝日、年末年始は正午～午後10時

学校でのいじめ、友達、家族のことなどを専門の相談員に気軽に相談してください。保護者の方もご相談ください。【問合せ】教育センター ☎(3232)2713へ。